

[事案 28-6] 損害賠償等請求

・平成 28 年 9 月 30 日 裁定終了（一部裁定打切り）

<事案の概要>

募集人が提案した保険契約の月額保険料について誤案内をしたこと、その後募集人によるフォローがなかったことを理由に、損害の賠償等を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

募集の過程で、募集人が提案した保険契約の月額保険料について、本来、集団扱いで計算した金額を案内すべきところを、誤って通常の口座振替扱いの金額を案内し、その後募集人によるフォローがなかったため、以下の対応を求める。

- (1) 募集人（担当者）によるフォローを継続すること。
- (2) 募集人が当初提示して説明した内容で保険契約を締結すること。
- (3) 募集人が契約締結手続を放置したために発生した損害を賠償すること。
- (4) たらいまわしをせずに、募集人へ取り次ぐこと。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保険契約は、加入申込みにより自動的に成立するものではなく、被保険者の正しい告知を必要とするが、被保険者である申立人から正しい告知がなされない可能性が高い以上、申立人からの保険契約の申込みは受け入れられない。
- (2) 申立人の加入意思がないと判断し、申立人の申込み手続きを中断しており、手続きを放置したとの主張は受け入れられない。
- (3) 当社から申立人に連絡をしなかったことが、直ちに債務不履行にあたるものではなく、また、損害の発生もないと思われることから損害賠償義務は発生しない。

<裁判の概要>

1. 裁定手続

裁判審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社に保険契約の締結を強制することは法的にできること、また、募集人が申立人に連絡を行わなかっことにより申立人に具体的な損害が発生したと認めることはできないことから、申立人の請求(2)(3)は認められず、その他和解による解決を相当とする事情を見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程 37 条にもとづき手続を終了した。

なお、申立人の請求(1)(4)については、その性質上裁判を行うことが適当でないと認められることから、業務規程 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定手続を打ち切ることとした。